

X i サービス契約約款の一部改正

[改正]	[現行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>(一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第13条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第58条の2（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行するX i サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属X i サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属X i サービス取扱所に届出がないときは、第10条（契約者識別番号）、第12条の2（X i の電話番号保管）、第16条（当社が行う一般契約の解除）、第40条（利用中止）及び第41条（利用停止）に規定する通知（第41条第1項第10号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。）については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、第19条（定期契約の満了）及び第21条の17（第2種X i コピキタス定期契約の満了）に規定する通知（郵送等により通知を行うものを除きます。）については、電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき一般契約が解除されるときその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>(注3) 本条第4項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> <p>第16条～第21条 (略)</p> <p>第4章 X i コピキタス契約</p> <p>第21条の2～第21条の5 (略)</p> <p>(契約者が行う第1種X i コピキタス契約の解除)</p> <p>第21条の6 契約者は、第1種X i コピキタス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>(一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第13条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第58条の2（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行するX i サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属X i サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属X i サービス取扱所に届出がないときは、第10条（契約者識別番号）、第12条の2（X i の電話番号保管）、第16条（当社が行う一般契約の解除）、第40条（利用中止）及び第41条（利用停止）に規定する通知（第41条第1項第10号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。）については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第16条～第21条 (略)</p> <p>第4章 X i コピキタス契約</p> <p>第21条の2～第21条の5 (略)</p> <p>(契約者が行う第1種X i コピキタス契約の解除)</p> <p>第21条の6 契約者は、第1種X i コピキタス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属X i サービス取扱所に当社所</p>

定の書面により通知していただきます。

2 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第 1 種 X i ユビキタス契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第 21 条の 7～第 21 条の 11 (略)

(契約者が行う第 2 種 X i ユビキタス一般契約の解除)

第 21 条の 12 契約者は、第 2 種 X i ユビキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第 2 種 X i ユビキタス一般契約が解除されるときのその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第 21 条の 13～第 21 条の 19 (略)

第 5 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則 (平成 28 年 5 月 17 日経企第 175 号)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 18 日から実施します。

定の書面により通知していただきます。

第 21 条の 7～第 21 条の 11 (略)

(契約者が行う第 2 種 X i ユビキタス一般契約の解除)

第 21 条の 12 契約者は、第 2 種 X i ユビキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

第 21 条の 13～第 21 条の 19 (略)

第 5 章～第 14 章 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 F O M A 契 約</p> <p>第 6 条～第 15 条 (略)</p> <p>(第 1 種一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 16 条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第 58 条の 2（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行する X i サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 X i サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 F O M A サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条（契約者識別番号）、第 14 条の 2（F O M A の電話番号保管）、第 19 条（当社が行う第 1 種一般契約の解除）、第 51 条（利用中止）及び第 53 条（利用停止）に規定する通知（第 53 条第 1 項第 10 号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。）については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知、第 22 条（一般定期契約の満了）、第 23 条の 14（第 2 種定期契約の満了）、第 24 条の 10（第 1 種 F O M A コピキタス定期契約の満了）及び第 24 条の 24（第 2 種 F O M A コピキタス定期契約の満了）に規定する通知（郵送等により通知を行うものを除きます。）については、電子メール等の送付先への電子メール等の通知又は電子メール等の送付先への電子メール等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>(第 1 種一般契約者が行う第 1 種一般契約の解除)</p> <p>第 18 条 第 1 種一般契約者は、第 1 種一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 第 1 項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づく第 1 種一般契約の解除となるときは、その解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>(注 3) 本条第 4 項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> <p>第 19 条～第 23 条の 8 (略)</p> <p>(第 2 種一般契約者が行う第 2 種一般契約の解除)</p> <p>第 23 条の 9 第 2 種一般契約者は、第 2 種一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 F O M A 契 約</p> <p>第 6 条～第 15 条 (略)</p> <p>(第 1 種一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 16 条 第 1 種一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等（当社又は請求事業者（第 75 条（債権の譲渡等）に規定するものをいいます。）が発行する F O M A サービスの利用に係る請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。以下同じとします。）の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 F O M A サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 F O M A サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条（契約者識別番号）、第 14 条の 2（F O M A の電話番号保管）、第 19 条（当社が行う第 1 種一般契約の解除）、第 51 条（利用中止）及び第 53 条（利用停止）に規定する通知（第 53 条第 1 項第 10 号の規定により、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信により行うものを除きます。）については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>(第 1 種一般契約者が行う第 1 種一般契約の解除)</p> <p>第 18 条 第 1 種一般契約者は、第 1 種一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 X i サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(注 1)～(注 2) (略)</p> <p>第 19 条～第 23 条の 8 (略)</p> <p>(第 2 種一般契約者が行う第 2 種一般契約の解除)</p> <p>第 23 条の 9 第 2 種一般契約者は、第 2 種一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 F O M A サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2～3 (略)</p>

4 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第2種一般契約が解除される時のその解除にかかる取扱い、当社が別に定めるところによります。

(注1)～(注2) (略)

(注3) 本条第4項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第23の10～第24条 (略)

第4章 FOMAユビキタス契約

第24条の2～第24条の5 (略)

(契約者が行う第1種FOMAユビキタス一般契約の解除)

第24条の6 契約者は、第1種FOMAユビキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第1種FOMAユビキタス一般契約が解除される時のその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第24条の7～第24条の12 (略)

(契約者が行う第1種FOMAユビキタス定期契約の解除)

第24条の13 契約者は、第1種FOMAユビキタス定期契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第1種FOMAユビキタス定期契約が解除される時のその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第24条の14～第24条の18 (略)

(契約者が行う第2種FOMAユビキタス一般契約の解除)

第24条の19 契約者は、第2種FOMAユビキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置」に基づき第2種FOMAユビキタス一般契約が解除される時のその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

第24条の20～第24条の26 (略)

第4章の2～第14章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

第23条の10～第24条 (略)

第4章 FOMAユビキタス契約

第24条の2～第24条の5 (略)

(契約者が行う第1種FOMAユビキタス一般契約の解除)

第24条の6 契約者は、第1種FOMAユビキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

第24条の7～第24条の12 (略)

(契約者が行う第1種FOMAユビキタス定期契約の解除)

第24条の13 契約者は、第1種FOMAユビキタス定期契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

第24条の14～第24条の18 (略)

(契約者が行う第2種FOMAユビキタス一般契約の解除)

第24条の19 契約者は、第2種FOMAユビキタス一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属FOMAサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

第24条の20～第24条の26 (略)

第4章の2～第14章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則（平成 28 年 5 月 17 日経企第 175 号）
この改正規定は、平成 28 年 5 月 18 日から実施します。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 I P 通信網サービスの種類等</p> <p>(I P 通信網サービスの提供)</p> <p>第 4 条 I P 通信網サービスは、特定 F T T H 事業者のサービス卸を利用して提供します。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 I P 通信網契約に係る手続き等は、卸契約を締結している特定 F T T H 事業者の事由等により、期間を要する場合があります。</u></p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>第 3 章 I P 通信網契約</p> <p>第 7 条～第 12 条の 3 (略)</p> <p>(一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 13 条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条 (契約者識別番号)、第 17 条 (当社が行う一般契約の解除)、第 34 条 (利用中止) 及び第 35 条 (利用停止) に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知を発したことをもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 14 条～第 16 条 (略)</p> <p><u>(契約者が行う初期契約解除)</u></p> <p>第 16 条の 2 <u>一般契約者は、事業法第 2 6 条の 3 に基づき一般契約の解除を行うときは、その法令に定める経過期間を起算する日から 8 日以内において、当社所定の方法によりその申し出を行っていただきます。</u></p> <p>第 17 条～第 21 条 (略)</p> <p>(その他の提供条件)</p> <p>第 22 条 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、品目の変更契約者の氏名等の変更の届出、利用の一時中断、契約者が行う契約の解除、<u>初期契約解除</u>、当社が行う契約の解除及び名義変更の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。</p>	<p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 I P 通信網サービスの種類等</p> <p>(I P 通信網サービスの提供)</p> <p>第 4 条 I P 通信網サービスは、特定 F T T H 事業者のサービス卸を利用して提供します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 5 条～第 6 条 (略)</p> <p>第 3 章 I P 通信網契約</p> <p>第 7 条～第 12 条の 3 (略)</p> <p>(一般契約者の氏名等の変更の届出)</p> <p>第 13 条 一般契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条 (契約者識別番号)、第 17 条 (当社が行う一般契約の解除)、第 34 条 (利用中止) 及び第 35 条 (利用停止) に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知を発したことをもってその通知を行ったものとみなします。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 14 条～第 16 条 (略)</p> <p>第 17 条～第 21 条 (略)</p> <p>(その他の提供条件)</p> <p>第 22 条 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、品目の変更契約者の氏名等の変更の届出、利用の一時中断、契約者が行う契約の解除、当社が行う契約の解除及び名義変更の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。</p>

第4章～第8章 (略)

第9章 利用中止等

第34条 (略)

(利用停止)

第35条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、そのI P通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1) ～(9) (略)

2 (略)

3 当社は、第1項各号の規定により、当社がI P通信網サービスの利用の停止の手続き等を行っている期間中に、契約者が第1項各号に該当しなくなった場合であっても、利用の停止を行う場合があります。

第10章 (略)

第11章 料金等

第38条～第39条の2 (略)

(定期契約に係る解約金の支払義務)

第40条 定期契約者は、その定期契約を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約を解除したときは、料金表第1表第4(定期契約に係る解約金)に規定する料金の支払いを要します。

ただし、第22条に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません。

第41条～第44条 (略)

第12章～第15章 (略)

料金表

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) I P通信網契約の基本使用料の適用

ア～コ (略)

サ 契約者が、ドコモ光ミニタイプ以外の基本使用料の料金種別を選択している暦月において、その契約を解除(当社が別に定める場合を除きます。)したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

ただし、第22条に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません。

第4章～第8章 (略)

第9章 利用中止等

第34条 (略)

(利用停止)

第35条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(I P通信網サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったI P通信網サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのI P通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1) ～(9) (略)

2 (略)

第10章 (略)

第11章 料金等

第38条～第39条の2 (略)

(定期契約に係る解約金の支払義務)

第40条 定期契約者は、その定期契約を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約を解除したときは、料金表第1表第4(定期契約に係る解約金)に規定する料金の支払いを要します。

第41条～第44条 (略)

第12章～第15章 (略)

料金表

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) I P通信網契約の基本使用料の適用

ア～コ (略)

サ 契約者が、ドコモ光ミニタイプ以外の基本使用料の料金種別を選択している暦月において、その契約を解除(当社が別に定める場合を除きます。)したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

	シース (略)
(略)	(略)

別表 (略)

附 則 (平成 28 年 5 月 17 日経企第 175 号)
この改正規定は、平成 28 年 5 月 18 日から実施します。

	シース (略)
(略)	(略)

別表 (略)